

証券コード 2930
平成28年5月11日

株 主 各 位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝 寿

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年5月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北四条西五丁目
アスティ45 4階 アスティホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（平成27年3月1日から平成28年2月29日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kitanotatsujin.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社の属するEコマース市場を取り巻く環境は、引き続き市場規模の成長が継続しており、更なる顧客層の拡大が見込まれています。平成27年5月29日に経済産業省が公表した「平成26年度我が国経済社会の情報化・サービスに係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によれば、平成26年の日本国内のBtoC－EC（消費者向け電子商取引）市場規模は、12.8兆円（前年比14.6%増）まで拡大しており、中でも、スマートフォン経由での取引額が増加基調にあるとされています。

このような環境のもと、当社株式は、平成27年11月24日に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。これにより、当社は、平成24年に札証アンビシャス市場への新規上場、平成25年には札証において最短での本則市場への市場変更、さらに、平成26年には東京証券取引所市場第二部への新規上場を果たし、今回の市場第一部指定により、4年連続での新規上場・市場変更等を達成いたしました。

当事業年度を振り返りますと、まず、前事業年度の平成26年11月に公募増資によって調達した資金を、将来の更なる成長に向けた種まきのための原資とする方針に沿って、新規会員獲得のための広告宣伝費へと戦略的に投下してまいりました。新規会員獲得のための広告投資手法としては、特に、スマートフォンマーケットの取り込みを加速するために、Twitter、FacebookやLINEといったソーシャルメディアにおいて、数多くのプロモーション展開を実施してまいりました。その成果は、Twitter社のWebサイトやFacebook社のWebサイトFacebook for businessにおいて成功事例として取り上げていただいております。また、新たな取り組みとしては、画像特化型のソーシャルメディアとして人気上昇しているInstagramで広告配信を実施したほか、

FacebookやTwitterへのアクセスが制限されている中国国内に向けて、中国語圏最大級のソーシャルメディアであるWeiboで広告配信を実施いたしました。

これらの新規会員獲得施策により、国内において新たな顧客層を取り込むことに成功したほか、海外においても台湾、香港などで新規会員の獲得に成功しております。また、平成27年6月度においては、全体の月商が200百万円を突破して過去最高を記録いたしました。更に、平成27年11月10日に発売を開始いたしました、「目の下のクマを改善するクリーム『アイキララ』」につきましては、事前キャンペーンを効果的に実施することによって、発売直後に在庫切れが起きる程のヒットとなり、発売初月上高が当社の歴代商品の中で最高額を記録することが出来ました。

そのほか、年間4分割キャンペーン、既存顧客向け同梱キャンペーン、離脱客向けリピートキャンペーンといった各種販促キャンペーンを実施いたしました。『カイトキオリゴ』につきましては、各種メディアで取り上げられ注目されている腸内フローラの改善という角度からの新規集客に成功しております。また、『アイキララ』につきましては、約2ヶ月の在庫切れを解消した後に再開した新規集客が一気に拡大し、単月の新規獲得数が早くも『カイトキオリゴ』に次ぐ獲得規模にまで成長しております。

ブランディングの面におきましては、平成27年7月に、今後の事業拡大に向けたブランド力の強化を目指して、当社ブランド「北の快適工房」のロゴマーク、商品パッケージ、ショッピングサイトのリニューアルを実施いたしました。ロゴマークに関して、海外のお客様のニーズを考慮し「北の快適工房」をグローバルなデザインに変更するため、英名ブランド表記「J NORTH FARM」を追加いたしました。商品パッケージに関しては、これまで、商品間で必ずしも統一されていなかったパッケージデザインを一新し、ブランドとしての統一感を演出いたしました。ショッピングサイトに関しては、ユーザビリティを意識し、より使いやすいサイトへ改良した上で、商品パッケージと同様にデザインの変更を実施いたしました。

インバウンド需要に関しては、台湾の著名人を用いた当社スキンケア商品『二十年ほいっぷ』のプロモーション展開と、その商品紹介記事のFacebook拡散が成功し、効率の良い獲得が出来ている状況です。中国国内に向けたWeiboを活用した商品紹介も引き続き実施しております。

アジア観光客の方々が多く立ち寄ると考えられるエリア・店舗に限定したドラッグストア等の実店舗での販売については、当社商品を取り扱っていただく店舗数が100店舗を超えました。引き続き多くの小売店、問屋から引き合いが来ており、今後も取り扱い店舗は増えていくものと思われます。

また、それをサポートする目的で、北海道札幌市の中心部に位置する観光・買い物スポット「狸小路商店街」のショールーム兼店舗（アンテナショップ）を平成27年8月にオープンしました。中国人スタッフによってアジア観光客に直接当社のブランドイメージの発信や各商品の説明を丁寧を実施することで、当社の新しいファンとなっただけだけでなく、引き続き取り組んでおります。

アジア現地市場での通販強化につきましては、台湾支社が平成27年12月21日より本格的に稼働を開始いたしました。これにより、海外のお客様にに向けたユーザビリティの一層の向上を図り、また、迅速かつタイムリーな営業活動を展開していくことが可能になりました。

新商品の展開につきましては、平成27年4月21日に、「うるおい密閉型保湿ケア入浴剤『みんなの肌潤風呂』」の発売を開始し、続いて、平成27年11月10日には、「目の下のクマを改善するクリーム『アイキララ』」の発売を開始いたしました。前述いたしました「アイキララ」の発売初月の売上高が、当社の歴代商品の中で最高額を記録いたしました。発売当初の在庫不足も解消し、当社の歴代商品の中で最速のペースで売上高を伸ばしております。更に、平成27年12月17日に、「育毛サプリメント『モサイン』」の発売を開始いたしました。

その他の新商品につきましては、常時20商品前後が開発進行中であり、平成29年2月期内は7～14商品程度を発売する予定で進めております。

既存商品に関しては、国際品評会モンドセレクション2016において、出品した7商品全てが受賞したほか、『カイトキオリゴ』は5年連続で「北のブランド2016（食品部門）」の認証を受けました。

このように、新たな顧客の獲得とそのリピーター化を促す施策を的確に展開していくことで、引き続き、安定した顧客基盤の構築に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制の強化につきましては、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日付で施行され

たことを踏まえ、当社の内部統制システムの基本方針を一部改訂いたしました。また、平成27年2月期に係る定時株主総会において社外取締役の人数をこれまでの1名から2名に増員し、そのうち1名は企業法務に関する豊富な経験と見識を有する弁護士を選任することで、取締役会における意思決定の客観性やコーポレート・ガバナンスの更なる向上を図りました。

更に、当社の流動性の向上及び投資家層の拡大のために、平成27年6月1日付で、上場以来3度目となる株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げました。

そのほか、株主優待制度につきまして、株主の皆様をはじめ、より多くの方に『二十年ほいっぷ』を知っていただき、当社の商品品質に対するこだわりを一層深くご理解いただくために、従来のクオカードの進呈から、『二十年ほいっぷ』（120g、1ヶ月分）の進呈に変更いたしました。

社外からの評価といたしましては、東洋経済ONLINEで平成27年3月に発表された「新・企業力 ランキング トップ200」において、当社は、銀行、証券、保険、その他金融を除く平成26年9月1日時点での上場企業3,334社中、総合78位、業種別（食料品）では1位という評価をいただきましたが、それに続きまして、北海道地域で有名な政治・経済誌「財界さっぽろ」の2015年8月号にて発表された「北海道全上場企業業種別ランキングベスト20」において、当社の平成27年2月期実績での自己資本当期純利益率（ROE）27.9%に対して、ダントツで第1位という評価をいただくことができました。

更に、平成27年9月には、国際的な起業家表彰制度である「EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー」において、北海道ブロック代表に当社代表取締役社長の木下勝寿が選ばれました。（EYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤーとは、新たな事業領域に挑戦する起業家の努力と功績を称える国際的な表彰制度です。活躍する起業家の姿をロールモデルとして紹介し、後に続くアントレプレナーの輩出を支援するため、グローバルな活動を続けています。日本では、2001年よりEYアントレプレナー・オブ・ザ・イヤー ジャパンとしてスタートし、全国から選ばれた素晴らしい起業家を毎年多数紹介してきました。世界大会においては、過去にスターバックス・コーヒーのワード・シュルツ氏、グーグルのサーゲイ・ブリン氏、ラリー・ペイジ氏らが受賞しております。）

平成28年1月には、札幌証券取引所の2015年間功労賞（特別功労賞）を受賞いたしました。4年連続での新規上場・市場変更等の達成をご評価いただき、平成24年、平成25年の2年連続受賞に続き、今回は特別功労賞として通算3回目の受賞となります。

このような高い評価を数多くいただくことができましたのは、上記のような取り組みの積み重ねの結果であると考えております。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,222,440千円（前事業年度比14.5%増）となりました。広告宣伝費が407,435千円（前事業年度比22.5%増）と大幅に増加しましたが、売上総利益から新規集客費用である広告宣伝費を控除した額は前事業年度より122,417千円増加しており、広告投資は適切な効果を生んでおります。

その他の費用面では、組織機能強化のため、主に人件費及び外注費への投資を実施しました。更なる成長のために、マーケティング、商品開発、機能性表示対策、生産管理、管理会計といった機能強化のための人員増強、基幹システム関連やその他不足機能の外注による増強を実施したものであります。

投資による組織の仕組化が想定以上に順調に進んだため当初計画以上に投資を実施したこと、その投資を当事業年度中に回収できるほどの売上増加を果たせなかったことから、営業利益は397,758千円（前事業年度比13.5%減）となりました。また、経常利益は393,223千円（前事業年度比11.9%減）となりました。

更に、特別損失として関係会社株式評価損10,000千円及び関係会社貸付金に対する貸倒引当金繰入額36,273千円を計上いたしました。当社は平成25年6月に100%出資子会社（株式会社オーダーコスメジャパン）を設立し、一人ひとりへのオーダーメイド美容液をインターネットで販売する事業を展開してまいりましたが、想定ほど販売が伸びず、その後も、美容室の店頭で受注するチャネルの開拓、インターネット販売価格の大幅な見直し等により、当初事業計画との乖離のリカバリーを図ったものの、乖離を埋めることが出来ませんでした。このような現状を踏まえて事業計画を見直した結果として、同社株式の減損処理を行ったものであります。また、これに伴い、同社に対する貸付金について、その財政状態を鑑みて貸倒引当金を計上いたしました。これらの特別損失の計上によって、当期純利益は226,777千円（前事業年度比15.6%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
当事業年度中における重要な設備投資はありません。
- ③ 資金調達の状況
当事業年度中における重要な資金調達はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第12期 (平成25年2月期) | 第13期 (平成26年2月期) | 第14期 (平成27年2月期) | 第15期 (当事業年度) (平成28年2月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 1,380,470 | 1,782,386 | 1,940,660 | 2,222,440 |
| 経 常 利 益 (千円) | 273,875 | 386,158 | 446,584 | 393,223 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 159,484 | 236,118 | 268,768 | 226,777 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 32.15 | 46.10 | 25.54 | 20.52 |
| 総 資 産 (千円) | 1,104,787 | 1,247,860 | 1,613,114 | 1,536,388 |
| 純 資 産 (千円) | 553,442 | 735,546 | 1,191,951 | 1,330,889 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円) | 108.65 | 142.61 | 107.91 | 120.15 |

- (注) 1. 第12期において、平成25年2月9日付で1株につき4株の株式分割を行っております。第12期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第13期において、平成26年1月3日付で1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第12期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
3. 第15期において、平成27年6月1日付で1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割が第14期の期首に行われたものとして、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、平成25年6月に100%出資子会社（株式会社オーダーコスメジャパン）を設立いたしました。子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びその他の項目から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結計算書類は作成していません。

(4) 対処すべき課題

①新商品開発の強化

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界は、販売競争が年々激化しております。その中であって、更に新商品の開発を積極的に行うことで、売上・利益の最大化を目指してまいります。具体的には、健康・美容等の悩みに対して効果を実感しやすく、リピートされやすい商品分野を中心に、また、ライフサイクルが長く、定期購入型のビジネスモデルに適した商品を開発してまいります。

②優秀な人材の確保

当社は少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の事業規模の拡大を考えた場合、優秀な人材の確保が経営の重要課題の一つと認識しております。人材採用においては、当社の経営理念への共感、意欲、業務推進能力を兼ね備えた新卒者の定期採用と、高いスキルと豊富な経験を有し、当社の更なる発展に寄与する経験者の中途採用をベースに強化してまいります。

具体的には、将来の収益を創造するための新製品企画開発及び販促企画開発やマーケティング能力を有する人材確保、顧客サービスとして重要なカスタマー体制の拡充、マネジメント能力を有する人材の確保等、これらにより収益基盤の増強と管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年2月29日現在）

当社は、主にインターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。

(6) 主要な事業所（平成28年2月29日現在）

| | | |
|---|---|------------------|
| 本 | 社 | 札幌市北区北七条西一丁目1番地2 |
| 支 | 社 | 台湾（台北市） |
| 店 | 舗 | 狸小路店（札幌市） |

- (注) 1. 平成27年8月26日付で、狸小路店を開設いたしました。
2. 平成27年12月21日付で、台湾支社の営業を開始いたしました。

(7) 使用人の状況 (平成28年2月29日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 45 (25) 名 | 22名増 (1名増) | 31.3歳 | 2.4年 |

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当事業年度末において使用人数が前事業年度末に比べて、22名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年2月29日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年2月29日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(注) 平成27年6月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は20,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 11,068,000株（自己株式800株を含む）

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は5,517,600株増加しております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は32,800株増加しております。

(3) 株主数 8,128名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----------|------------|--------|
| 木下 勝 寿 | 6,065,400株 | 54.81% |
| 木下 浩 子 | 346,400株 | 3.13% |
| 井上 裕 太 | 307,500株 | 2.78% |
| 須田 忠 雄 | 274,400株 | 2.48% |
| 高橋 正 雄 | 133,200株 | 1.20% |
| 落田 徹 | 84,100株 | 0.76% |
| 角谷 雅 之 | 83,300株 | 0.75% |
| 清水 重 厚 | 74,400株 | 0.67% |
| 堀川 麻 子 | 72,000株 | 0.65% |
| 松井証券株式会社 | 61,500株 | 0.56% |

(注) 持株比率は、自己株式（800株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、平成24年9月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、
下記のとおり公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議し、平成24
年10月16日に発行いたしました。

| | | |
|----------------------------|-------------------|--|
| | | 第4回新株予約権 |
| 発行決議日 | | 平成24年9月28日 |
| 新株予約権の数 | | 440個 |
| 新株予約権の目的となる 株式の種類と数 | | 普通株式 704,000株 (新株予約権1個につき1,600株) (注) 2. |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権1個当たり2,800円 |
| 新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 | | 1株当たり169円 (注) 2. |
| 権利行使期間 | | 平成24年10月16日から 平成34年10月15日まで |
| 行使の条件 | | (注) 1. |
| 役員 の 保有 状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 430個 目的となる株式数 688,000株 保有者数 2名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の（i）に掲げる条件を満たした場合、及び、（ii）（iii）に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - （i）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期及び平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。
 - （ii）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。
 - （iii）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める事象が生じた場合には、当割当契約の定めるところにより適切に調整されるものとする。）の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割、平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割及び平成27年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年2月29日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|--|
| 代表取締役社長 | 木下 勝 寿 | |
| 専務取締役 | 堀川 麻 子 | 営業部長 |
| 専務取締役 | 清水 重 厚 | 管理部長 |
| 取 締 役 | 杉 山 央 | 弁護士法人赤れんが法律事務所所長 北海道石油業厚生年金基金理事長 株式会社グッドコムアセット社外取締役 株式会社エコノス社外取締役 株式会社ACT NOW代表取締役 |
| 取 締 役 | 高岡 幸 生 | リージョンズ株式会社代表取締役 株式会社リージョナルスタイル代表取締役 |
| 常勤監査役 | 布田 三 宥 | |
| 監 査 役 | 甚野 章 吾 | 甚野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役 |
| 監 査 役 | 小林 隆 一 | 一般社団法人北海道警友会専務理事 |

- (注) 1. 取締役杉山央氏、高岡幸生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役布田三宥氏、甚野章吾氏、小林隆一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役布田三宥氏は、通算15年にわたり上場会社を含む会社の監査役としての経験を有し、監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、2名の監査役とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役杉山央氏及び監査役小林隆一氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5. 平成27年5月28日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、取締役徳丸博之氏及び監査役久保田廣氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|--------------------|-------------|------------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 6名 (3名) | 125,910千円 (2,010千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4名 (4名) | 7,020千円 (7,020千円) |
| 合 計 (うち社外役員) | 10名 (7名) | 132,930千円 (9,030千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役及び監査役の報酬等の額には、平成27年5月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数人は取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役杉山央氏は、弁護士法人赤れんが法律事務所所長、北海道石油業厚生年金基金理事長、株式会社グッドコムアセット社外取締役、株式会社エコノス社外取締役及び株式会社ACT NOW代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 取締役高岡幸生氏は、リージョンズ株式会社代表取締役及び株式会社リージョナルスタイル代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役小林隆一氏は、一般社団法人北海道警友会専務理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 杉山 央 | 平成27年5月28日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。 |
| 取締役 | 高岡 幸生 | 平成27年5月28日の取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。 |
| 監査役 | 布田 三寿 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するため適宜質問及び助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。上場会社を含む会社の監査役として長年培った経験及び見地から発言を行っております。 |
| 監査役 | 甚野 章吾 | 当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監査役 | 小林 隆一 | 平成27年5月28日の監査役就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。主に警察行政に携わってきた豊富な経験及び見識に基づいて発言を行っております。 |

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

清明監査法人

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などについて検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

《業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要》

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムの基本方針」）を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。
*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・弁護士等と緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。
また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。
- ② 当社グループの取締役等は、「関係会社管理規程」等に従い、子会社の業績及び営業等の状況について詳細な報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。
- ③ 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかにその当該費用又は債務を処理する。
- ④ 取締役会は「公益通報者保護規程」に従い、当該報告をした者（通報者）が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

《当期における業務の適正を確保するための運用状況の概要について》

当社は、取締役会が定めた「内部統制システムの基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用いたしました。当事業年度における主な運用状況といたしましては、次のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

取締役会規則に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行っております。なお、当事業年度においては、取締役会を17回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組み

当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,443,021 | 流動負債 | 205,498 |
| 現金及び預金 | 931,166 | 買掛金 | 3,613 |
| 売掛金 | 120,037 | 未払金 | 92,360 |
| 製品 | 253,783 | 未払法人税等 | 67,252 |
| 仕掛品 | 1,037 | 未払消費税等 | 10,988 |
| 原材料及び貯蔵品 | 97,881 | 前受金 | 8,821 |
| 前払費用 | 8,672 | 預り金 | 5,322 |
| 繰延税金資産 | 12,773 | 販売促進引当金 | 9,429 |
| その他 | 23,074 | 株主優待引当金 | 5,130 |
| 貸倒引当金 | △5,405 | その他 | 2,580 |
| 固定資産 | 93,366 | 負債合計 | 205,498 |
| 有形固定資産 | 17,753 | 純資産の部 | |
| 建物 | 15,270 | 株主資本 | 1,329,685 |
| 工具、器具及び備品 | 2,482 | 資本金 | 211,558 |
| 無形固定資産 | 35,795 | 資本剰余金 | 191,558 |
| 特許権 | 374 | 資本準備金 | 191,558 |
| 商標権 | 5,860 | 利益剰余金 | 926,645 |
| ソフトウェア | 29,560 | その他利益剰余金 | 926,645 |
| 投資その他の資産 | 39,817 | 繰越利益剰余金 | 926,645 |
| 長期貸付金 | 50,000 | 自己株式 | △77 |
| 差入保証金 | 11,265 | 新株予約権 | 1,204 |
| 繰延税金資産 | 14,826 | 純資産合計 | 1,330,889 |
| 貸倒引当金 | △36,273 | 負債純資産合計 | 1,536,388 |
| 資産合計 | 1,536,388 | | |

損 益 計 算 書

(平成27年3月1日から
平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高 | | 2,222,440 |
| 売 上 原 価 | | 609,181 |
| 売 上 総 利 益 | | 1,613,259 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 1,215,501 |
| 営 業 利 益 | | 397,758 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 237 | |
| 受 取 弁 済 金 | 141 | |
| サ ン プ ル 売 却 収 入 | 5,741 | |
| 祝 金 受 取 額 | 1,760 | |
| そ の 他 | 325 | 8,206 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 215 | |
| 上 場 関 連 費 用 | 12,500 | |
| 為 替 差 損 | 22 | |
| そ の 他 | 2 | 12,741 |
| 経 常 利 益 | | 393,223 |
| 特 別 損 失 | | |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 | 10,000 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 36,273 | 46,273 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 346,949 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 139,330 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △19,158 | 120,172 |
| 当 期 純 利 益 | | 226,777 |

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から)
(平成28年2月29日まで)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
| | 資本金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | 自己株式 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 209,898 | 189,898 | 189,898 | 790,999 | 790,999 | △77 | 1,190,719 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の 行使) | 1,660 | 1,660 | 1,660 | | | | 3,320 |
| 剰余金の配当 | | | | △91,131 | △91,131 | | △91,131 |
| 当期純利益 | | | | 226,777 | 226,777 | | 226,777 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | — |
| 当期変動額合計 | 1,660 | 1,660 | 1,660 | 135,645 | 135,645 | — | 138,965 |
| 当期末残高 | 211,558 | 191,558 | 191,558 | 926,645 | 926,645 | △77 | 1,329,685 |

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------|-----------|
| 当期首残高 | 1,232 | 1,191,951 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 (新株予約権の 行使) | | 3,320 |
| 剰余金の配当 | | △91,131 |
| 当期純利益 | | 226,777 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | △28 | △28 |
| 当期変動額合計 | △28 | 138,937 |
| 当期末残高 | 1,204 | 1,330,889 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

i. 製品・原材料・仕掛品

月別総平均法による原価法

ii. 貯蔵品

月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～22年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を合理的に算出し、計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「祝金受取額」(前事業年度は、500千円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

2. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 10,879千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 3,727千円 |
| 長期金銭債権 | 50,000千円 |
| 短期金銭債務 | 3,845千円 |

3. 損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 販売費及び一般管理費 | 10,142千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 237千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 1. | 5,517,600 | 5,550,400 | — | 11,068,000 |
| 合計 | 5,517,600 | 5,550,400 | — | 11,068,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 (注) 2. | 400 | 400 | — | 800 |
| 合計 | 400 | 400 | — | 800 |

- (注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加5,550,400株の内訳は、新株予約権の行使による増加32,800株、平成27年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割したことによる増加5,517,600株であります。
2. 普通株式の自己株式数の増加400株は、平成27年6月1日付で普通株式1株を2株に株式分割したことによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|-------------|
| 平成27年5月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 52,413 | 9.5 | 平成27年2月28日 | 平成27年5月29日 |
| 平成27年10月15日 取締役会 | 普通株式 | 38,718 | 3.5 | 平成27年8月31日 | 平成27年11月11日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成28年5月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 55,336 | 5 | 平成28年2月29日 | 平成28年5月30日 |

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

| | 第4回新株予約権 |
|------------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 688,000株 |
| 新株予約権の残高 | 430個 |

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

i. 資産

現金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。また、預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、外貨建金銭債権債務については、財務担当部門が為替動向を随時把握し、適切に管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|---------------|-----------|---------|
| ①現金及び預金 | 931,166 | 931,166 | — |
| ②売掛金 | 120,037 | | |
| 貸倒引当金（※1） | △5,405 | | |
| | 114,631 | 114,631 | — |
| ③長期貸付金（※2） | 50,000 | | |
| 貸倒引当金（※3） | △36,273 | | |
| | 13,726 | 13,726 | — |
| 資産計 | 1,059,524 | 1,059,524 | — |
| ①買掛金 | 3,613 | 3,613 | — |
| ②未払金 | 92,360 | 92,360 | — |
| 負債計 | 95,973 | 95,973 | — |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

（※1）売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）関係会社に対する長期貸付金であります。

（※3）長期貸付金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項（資産）

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した額と近似しており、当該価額をもって時価としております。

(負債)

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|---------------|
| 差入保証金 | 11,265 |

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 931,166 | — | — | — |
| 売掛金 | 120,037 | — | — | — |
| 長期貸付金 | — | 50,000 | — | — |
| 合計 | 1,051,203 | 50,000 | — | — |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産（流動） | |
| 未払事業税 | 5,082千円 |
| 販売促進引当金 | 3,090千円 |
| 貸倒引当金 | 1,585千円 |
| 貸倒損失 | 1,114千円 |
| 株主優待引当金 | 1,681千円 |
| その他 | <u>218千円</u> |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 12,773千円 |
| 繰延税金資産（固定） | |
| 貸倒引当金 | 11,611千円 |
| 関係会社株式評価損 | 3,201千円 |
| 減価償却費 | <u>14千円</u> |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 14,826千円 |
| 繰延税金資産合計 | <u>27,599千円</u> |

7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|-----|-----------------------------|----------------------|-------------------|----------------|-------|----------|-------|----------|
| 子会社 | 株式会社 オーダー コスメジ ヤパン | インターネ ット通信販 売業 | （所有） 直接 100.00 | 資金の援助 役員の兼任 | 資金の貸付 | 10,000 | 長期貸付金 | 50,000 |

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 子会社への長期貸付金に対し、次のとおり貸倒引当金を計上しております。

- ・ 債権の期末残高に対する貸倒引当金 36,273千円
- ・ 当事業年度の貸倒引当金繰入額 36,273千円

(2) 役員及び個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|----|------------|-----------|-------------------|-----------|----------|----------|----|----------|
| 役員 | 堀川 麻子 | 当社取締役 | （被所有） 直接 0.65 | — | 新株予約権の行使 | 2,704 | — | — |

（注）平成24年9月28日開催の取締役会の決議により付与した新株予約権の行使であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 120円15銭
- (2) 1株当たり当期純利益 20円52銭

10. 重要な後発事象に関する注記

（自己株式の取得）

当社は、平成28年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を通じた株主の皆様への利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 400,000株（上限）
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 3.61%）
- (3) 株式の取得価額の総額 200百万円（上限）
- (4) 取得期間 平成28年4月15日から平成28年10月14日まで

（ご参考）平成28年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 11,067,200株
自己株式数 800株

11. その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月22日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 倉 隆 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月28日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

| | | | | | |
|------------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 (社外監査役) | 布 | 田 | 三 | 宥 | ㊟ |
| 監査役 (社外監査役) | 甚 | 野 | 章 | 吾 | ㊟ |
| 監査役 (社外監査役) | 小 | 林 | 隆 | 一 | ㊟ |

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第15期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は55,336,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年5月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制強化を図るため取締役を1名増員することとし、選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

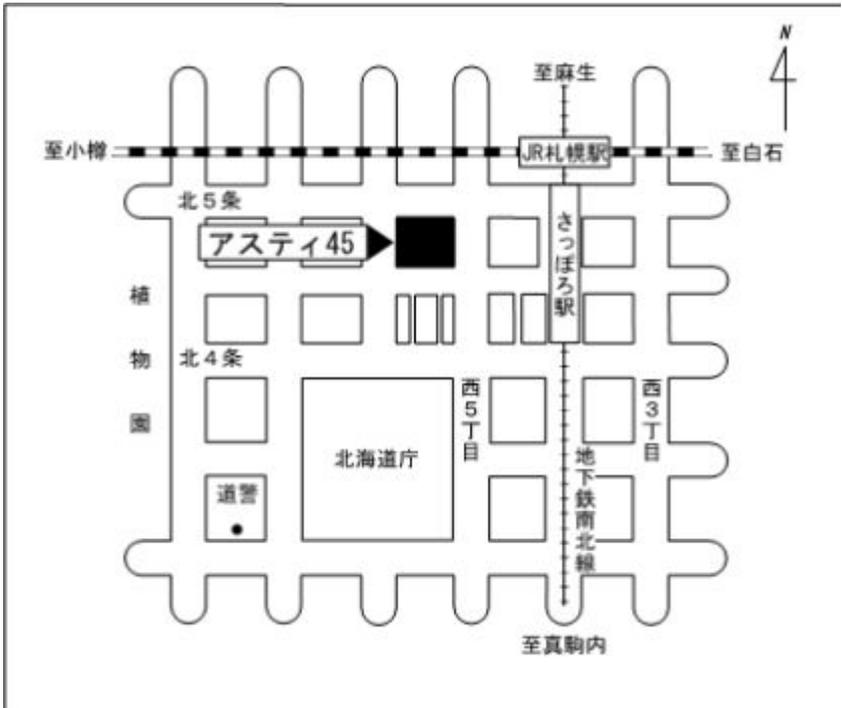
| 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社株式数 |
|---------------------------------------|--|---------------|
| みうら じゅんいち 三 浦 淳 一 (昭和49年6月29日生) | 平成9年4月 池脇会計事務所入所 | - |
| | 平成12年10月 株式会社プライムファーム（板垣洋 公認会計士事務所）入社 | |
| | 平成14年6月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 入社 | |
| | 平成18年3月 同社取締役就任 | |
| | 平成18年6月 株式会社アットマークテクノ監査役 就任（現任） | |
| | 平成19年12月 株式会社ファーストプレス社外取締役 就任（現任） | |
| | 平成23年5月 北海道ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役就任（現任） | |
| | 平成24年3月 株式会社五陵化薬取締役就任（現任） | |
| | 平成25年2月 株式会社ストック取締役就任（現任） | |
| | 平成26年5月 株式会社ほんま取締役就任（現任） | |
| 平成27年6月 エコモット株式会社社外取締役就任 （現任） | | |

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦淳一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三浦淳一氏は、北海道ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役を務めており、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験のみならず、自ら経営に携わってこられた実績及び見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 三浦淳一氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度といたします。
5. 三浦淳一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

札幌市中央区北四条西五丁目
アスティ45 4階 アスティホール
電話 (011) 205-5630



- ・ J R札幌駅南口より徒歩5分
- ・ 地下鉄札幌駅より徒歩3分

(お願い) 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。